

評 価 要 領

【海田町新庁舎整備基本計画策定及び基本設計業務】

第 1 共通事項

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (3) 管理技術者が 1 名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各 1 名でない場合
（必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。）
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合。ただし、管理技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合。ただし、分担業務分野「基本計画」以外の主任担当技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 分担業務分野「総合」を再委託した場合
- (8) 海田町の競争入札参加資格の認定を受けていない場合で、担当課の競争入札参加資格認定に準じた審査の結果、同等と認められなかった場合
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について
別紙 1「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、海田町新庁舎整備基本計画・基本設計者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において選定する。
- (2) 技術提案書の特定について
別紙 2「技術提案書を特定するための基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、審査委員会において、特定者 1 名、次点者 1 名を特定する。
- (3) 特定結果の公表について
特定結果については、別紙 6－2 のとおり全ての提出者の評価基準毎の点数を公表するとともに、審査委員会委員長による講評及び技術提案書の一部（様式 11）を、海田町ホームページで公表する。

3 評価点について

各提出者の評価点の算定は、評価係数×配点の合計とする。

第2 提案者の選定基準について 【別紙1（技術提案書の提出者を選定するための基準）】

1 提出者の技術力

(1) 平成19年6月以降の業務の実績

提出者が過去10年間（平成19年6月以降）に、町等から受注した計画業務、設計業務及び免震構造を採用した建物の設計業務の実績の各1件を評価対象とする。

※ 町等とは、国、都道府県、市区町村とする。

ア 計画業務の実績に係る評価

次の順で評価する。

評価基準	評価係数
① 同種業務	1.0
② 類似業務	0.5

同種業務とは、業務対象面積5,000㎡以上の官公庁施設※1の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く。）を対象とした業務（複合用途の場合は、官公庁施設の部分をいう。ただし、共用部分を除く。）とする。

類似業務とは、業務対象面積2,000㎡以上の官公庁施設※1の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く。）を対象とした業務（複合用途の場合は、官公庁施設の部分をいう。ただし、共用部分を除く。）、又は業務対象面積5,000㎡以上の建築物（住宅・工場等※2を除く。）の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く。）を対象とした業務とする。

※1 官公庁施設とは、庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所その他これらに類するものとする。

※2 住宅・工場等とは、共同住宅、工場、車庫、倉庫、駐車場その他これらに類するものとする。

イ 設計業務の実績に係る評価

次の順で評価する。

評価基準	評価係数
① 業務対象面積 5,000㎡以上	1.0
② 業務対象面積 2,000㎡以上5,000㎡未満	0.6
③ 業務対象面積 2,000㎡未満	0.3

ウ 免震構造を採用した建物の設計業務の実績に係る評価

次の順で評価する。

評価基準	評価係数
① 同種業務	1.0
② 類似業務	0.5

2 技術者の資格

各担当分野について、資格の内容を次の表により評価する。

分担業務分野		評価する技術者資格	評価係数
基本計画		技術者の資格の内容による評価を行わない。	—
基本設計	総合	一級建築士	1.0
		二級建築士	0.4
		その他	0.2
	構造	構造設計一級建築士	1.0
		一級建築士	0.8
		二級建築士	0.4
		その他	0.2

	電気	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
		一級電気工事施工管理技士	0.4
		二級電気工事施工管理技士 その他	0.2
	機械	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
		一級管工事施工管理技士	0.4
		二級管工事施工管理技士 その他	0.2

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ 評価係数の重複カウントはしない（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）。

3 技術者の技術力

(1) 平成 19 年 6 月以降の業務の実績

技術者が過去 10 年間（平成 19 年 6 月以降）に、町等から受注した計画業務及び設計業務の実績の各 1 件を評価対象とする。なお、管理技術者（基本計画を兼任しない者）については下記のイの方法により評価し、分担業務分野「基本計画」を兼任する管理技術者の基本計画に関する部分（計画業務の実績）及び主任担当技術者のうち分担業務分野「基本計画」を担当する者については下記のアの方法により、主任担当技術者のうち分担業務分野「基本計画」以外を担当する者については下記のイの方法によりそれぞれ評価する。

※ 町等とは、国、都道府県、市区町村とする。

※ 管理技術者と各主任担当技術者は兼務していないこと。ただし、管理技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。ただし、分担業務分野「基本計画」以外の主任担当技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。

※ 評価係数の重複カウントはしない。

ア 計画業務の実績に係る評価

次の順で評価する。

評価基準	評価係数
① 同種業務	1.0
② 類似業務	0.5

イ 設計業務の実績に係る評価

実績について、次の（ア）×（イ）を算出した値（四捨五入により小数第 2 位までとする。）を評価係数とする。

（ア）次の順で評価する。

評価基準	評価係数
① 同種業務	1.0
② 類似業務	0.5

(イ) 実績に携わった立場を次の順で評価する。

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又は これに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野（分担業務分野「基本計画」を除く。）が、本業務での
分担業務分野と同じ場合に限る。

(2) 継続教育（CPD）

前年度（4月1日～翌3月31日）において、取得したCPD取得単位を評価する（CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。）。

CPD取得時間	評価係数
12時間以上	1.0
6時間以上12時間未満	0.6
6時間未満	0.2
取得していない	0

(3) 過去の受賞歴（管理技術者及び総合主任担当技術者）

管理技術者及び総合主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を次のとおり評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認する。

評価基準	特に評価する賞の受賞歴 1回以上	特に評価する賞の受賞歴 0回
受賞歴3回以上	1.0	0.6
受賞歴2回	0.8	0.4
受賞歴1回	0.6	0.2

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
	日本建築学会作品選奨
	日本建築学会作品選集新人賞
公益社団法人日本建築家協会	J I A 日本建築大賞
	J I A 優秀建築賞
	J I A 新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
	日事連建築賞・日事連会長賞
	日事連建築賞・優秀賞
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・優秀賞
	日本建築士会連合会賞・奨励賞
一般社団法人日本建設業連合会	B C S 賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞
	公共建築賞・特別賞
	公共建築賞・優秀賞

※ 上記の内、特に評価する賞は、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
公益社団法人日本建築家協会	J I A 日本建築大賞
	J I A 新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞

第3 技術提案書の特定基準について【別紙2（技術提案書を特定するための基準）】

1 別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」による点数

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」による点数を20点換算する（四捨五入により少数第2位までとする。）。

2 業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案等

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点の算定は、各委員の評価係数の平均値（四捨五入により小数第2位までとする。）×配点とする。なお、ヒアリングに欠席した委員は、技術提案書の審査に参画できないものとする。

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.5	0.3	0.1
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の実施方針	業務の実施方針、取組体制、計画・設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）について、的確性、独創性、実現性等を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
評価テーマに対する技術提案	設定した評価テーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮してテーマごとに総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
全体事業期間の短縮に関する提案	竣工までの全体事業期間の短縮に関する提案（工程計画）について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
全体事業費の圧縮に関する提案	竣工までの全体事業費の圧縮に関する提案について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

また、表現方法が別紙8に基づく許容範囲を超えていると判断される場合は、次のとおり表現の度合いに応じて技術提案書の評価点を減点、若しくは無効とし特定しないものとする。

記載場所	許されない表現を記載した場合	特に許されない表現を記載した場合
次欄の範囲以外	抵触事項1箇所につき5点	抵触事項1箇所につき10点
様式11のうち、規定する範囲（作成する2枚以内の任意の位置に、300平方センチメートル以内の大きさを1箇所、又は、150平方センチメートル以内の大きさを2箇所）	抵触事項1箇所につき10点 （記載範囲が規定する範囲を超える場合は、抵触事項1箇所として10点の減点とする。）	